

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和6年 9月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 9月27日（金曜）

午前 10時58分 開会

午後 1時23分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 大 場 秀 樹

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 欠席委員

委員 長 尾 トモ子

6 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

山口信雄委員長

開会に先立ち、長尾トモ子委員より欠席する旨の届出があったので報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているため、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、佐々木彰委員、高野光二委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件、議員提出議案第50号外2件及び請願2件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程(案)のとおり進めたいが異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長に一任との決定がなされ、去る7月29日に実施したが、その概要は手元に配付しているので確認願う。

これより生活環境部の審査に入る。

直ちに、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件を一括議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、環境共生課長の説明を求める。

環境共生課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、水・大気環境課長の説明を求める。

水・大気環境課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、産業廃棄物課長の説明を求める。

産業廃棄物課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

生2ページの消費者行政体制強化事業については、広報や啓発に係る費用とのことだが、取組の詳細を説明願う。

消費生活課長

具体的には3つの媒体を活用した広報を考えており、1つ目が消費者ホットライン(188)の周知、2つ目がラジオ、3つ目がデジタルサイネージによる広報である。消費者ホットラインは、例えば、「もしかして詐欺かな」と思ったときに、全国共通の188をダイヤルすると、最寄りの消費生活センターに電話がつながるものであり、これを記載したマグネットシートを県内の宅配車または県や市町村の公用車に貼ってもらい、あらゆる場面で高齢者に見てもらうことで周知したいと考えている。また、高齢者になじみのあるラジオの活用や、デジタルサイネージによる動画配信などにより広報を強化していきたい。

大場秀樹委員

議案第3号について、火災や高積みに伴う崩落の危険性、保管及び保管に伴う作業時における騒音や振動の発生に対して、地域住民の生活環境を保全することが必要である。一方、屋外保管基準について、外部から保管状況を確認できる囲いや油水分離装置及び排水溝等の設置を義務づけることにより、事業者は負担がかなり増えることを危惧しているが、県はどのように認識しているか。

産業廃棄物課長

囲いや掲示板の設置などの屋外保管基準を条例で定めているが、詳細については

今後、施行規則で定めたいと考えており、他県の事例などを参考にしながら整理していきたい。

大場秀樹委員

条例の趣旨は大事であるが、事業者に過度な負担が生じるおそれについてどのように考えているか。

産業廃棄物課長

屋外保管基準については、県民生活の安全性の確保と生活環境の保全に必要な規制であることから、まずは既存事業者はその趣旨を理解してもらい、基準を守ってもらえるよう丁寧に説明していきたい。

大場秀樹委員

何社からの申請を想定しているか。

産業廃棄物課長

昨年の調査では85施設が確認され、追加で調査しているところであるが、既存施設だけでも恐らく100施設を超えている。

大場秀樹委員

条例の趣旨を踏まえて協力しようとする健全な会社もあると思うが、正直者がばかを見るような条例では困る。不当な業務をする者への罰則はあるが、警察とどのように連携するのか。

産業廃棄物課長

悪質事業者への対応については、許可に当たり、犯罪歴や暴力団関係者といった欠格事由を確認することとしている。また、条例第26条において、立入検査に関係機関の職員を同行させる規定を設けているが、これは他県の条例にはない規定である。県警などの関係機関と連携しながら、悪質事業者を指導していく。

佐藤雅裕委員

大場委員の質疑に関連して聞くが、悪質事業者を抑止し、県民の安全・安心を守るという条例の趣旨は十分理解したものの、これまで周辺住民や環境に配慮してきた事業者が、条例による事業の制約を心配している事実がある。令和7年1月1日までの限られた時間で、真面目に事業を行っている事業者の声を聞きながら規則を定める必要があると思うが、どのように進める予定か。

産業廃棄物課長

施行規則の制定に当たっては、業界団体からの意見を踏まえ、きちんと整理していきたい。

佐藤雅裕委員

限られた時間ではあるが、しっかりと事業者と会話し、実効性を保ちながら、きちんと事業を行っている事業者も満足する規則をつくってほしい。また、条例制定により、現在持っているストックヤードの改修を要する事業者も出てくると思うが、中小事業者にとってそれらへの投資は難しいとの声も多く聞く。県として、条例を遵守する意思を持った事業者を支える仕組みを考えるべきと思うが、どのように取り組んでいくのか。

環境回復推進監兼環境保全担当次長

既存事業者に対しては、条例の施行から1年間の経過措置期間を設けており、県民生活の安全確保や生活環境の保全といった条例の趣旨を事業者に理解してもらえよう丁寧に説明するとともに、経過措置期間中の条例の施行状況なども踏まえ、事業者の声に耳を傾けながら、支援が必要な場合には、その在り方を今後検討していきたい。

佐藤雅裕委員

1年間の経過措置期間において事業者としっかり会話し、産業廃棄物税といった目的税なども活用しつつ、県民の安全を守りながら事業ができる環境をしっかりと整えるよう願う。

高野光二委員

生2ページ、県民生活企画費の379万2,000円については、最近多いインターネットでの被害を防ぐための広報活動に係る予算であると思うが、具体的な内容を聞く。

消費生活課長

今年に入り、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が非常に増えており、県警の公表によると被害額は昨年のおよそ3倍であることから、まずは高齢者に対する広報を強化するため補正予算を計上した。先ほど説明したとおり、マグネットシートによる消費者ホットラインの周知、ラジオ、デジタルサイネージの3つの媒体を使って広報していきたいと考えている。高齢者は自分が被害に遭っていることをなかなか認知できないため、まずは消費者ホットラインにより消費生活センターに電話をつなぎ、詐欺被害の防止に取り組んでいく。

高野光二委員

テレビなどのメディアを通じたこれまでの広報では効果が見えず、被害額が毎年増えていく実態を踏まえると、広報が行き届かない家庭にも情報を届ける必要がある。また、ある程度の意識がある人は自ら消費者ホットラインに電話する一方、そこに至らない人もいることから、今までと同じ取組では意味がないと思うが、どうか。

消費生活課長

これまではLINEやふくしまポータル、出前講座、新聞などにより広報してきたが、今回は少し趣を変え、これまでにない方法として先ほどの3つを挙げたところである。

高野光二委員

あらゆる手段により被害防止を呼びかけるよう願う。

次に、議案第3号について、私の地元でもこの問題に対する苦情が多く、振興局、警察署、市役所の3者で指導に入ってもらったが、一時的に改善されても、恒常的に塀より高く積み上がっており、周辺住民から同じ苦情が寄せられている実態がある。また、電化製品の持込みに対しても定期的に指導する必要がある。さらに、風によりごみや臭いが近隣に飛ぶという被害もあり、屋根の設置は難しいとしても、規制の在り方が少し緩いと感じる。100㎡以下の小規模な事業場には条例が適用されないと思うが、狭いために高く積む事例もあるため、規模にかかわらず適正な管理を指導する体制が必要と思うが、どうか。

産業廃棄物課長

これまでスクラップヤードそのものに対する規制がなかったため、立入検査などができなかったが、条例により規制や監視体制を取ることが可能になる。なお、100㎡を超える事業場が許可の対象であるが、囲いと掲示板の設置以外の屋外保管基準については、面積にかかわらず、スクラップヤードを設置する全事業者に適用される。

高野光二委員

金属の再生利用を目的としたスクラップヤードは必要な施設だと理解するが、住民生活に悪影響を及ぼす施設や業者に対してはしっかり指導しなくてはならない。せっかく条例をつくるからには、定期的な見回りや安全性を加味した塀の高さ制限

などを行うべきである。私の地元でも、臭いや粉じん、景観の問題がある施設が多いので、警察や市町村と連携し、条例に基づき適切に指導するよう要望する。

今井久敏委員

福島県救急電話相談（#7119）は回線が混み合い、つながりにくいとの話を聞かすが、消費者ホットラインの回線もかなり混み合うことが想定されるため、その状況を把握しながら広報を進めるよう要望する。

次に、議案第3号について、規制に対して事業者側で対応が必要な場合、事業者に対する補助金等の支援措置はあるのか。

産業廃棄物課長

今のところ支援制度は考えていない。パンフレット等により、事業者が条例を理解してもらえよう進めていきたい。

今井久敏委員

1年間の経過措置期間の中で、事業者から支援措置を求められると思うので、よく検討するよう要望する。

佐々木彰委員

議案第7号について、カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策や適応策には部局横断が必要と思うが、その方策について考えを聞く。

環境共生課長

カーボンニュートラルに向けた取組について、今回条例として提案したところであるが、以前から省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、熱中症対策などの取組を進めてきた。庁内の体制としては、知事筆頭の推進本部会議、部長筆頭の調整会議、緩和策や適応策の部会などがあり、引き続き全庁を挙げて取り組み、必ずカーボンニュートラルを実現したいと考えている。

佐々木彰委員

県民への周知も必要になると思うが、条例制定により、改めて県民向けの広報について考えていることはあるか。

また、物流の効率化や県産材の活用などに関して、予算措置など新たに考えていることはあるか。

環境共生課長

カーボンニュートラルの実現に向けては、全ての事業者、県民一人一人が自分事

と理解して取り組むことが極めて重要であり、この条例を契機として、気候変動対策が喫緊の課題であることを訴え、機運醸成と実践拡大につなげていきたい。現在、様々な周知方法を考えており、1つ事例を紹介すると、福島大学の2名の教授、30名以上のゼミ生と連携し、効果的な情報発信の方法や若者世代への意識づけなどについて一緒に考える事業を展開している。将来を担う若者に対しては、同世代から発信するのが最も効果的と思うので、大学生たちにも発信方法などを考えてもらい、広くPRしていきたい。

次に、事業の推進に向けては、これまでの取組の継続になるが、電気自動車購入の補助、太陽光発電設備導入への支援、事業者に対する高効率設備導入のための補助金や融資制度など、他部局と連携しながら様々な支援をしており、引き続き議論しながら進めていきたい。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

高野光二委員

部長説明の中で、除去土壌等の県外最終処分を国に求めていくとの説明があったが、今回の一般質問に対する知事の答弁も、強く国に求めていくとの従来どおりの答弁にとどまった。私は除去土壌の量を現場で見ているが、あと20年で県外最終処分が現実的に可能なのか疑問に思う。問題解決には、国が責任を持ってやることを求めるだけでは進まないと思う。部長は、現実的にあと20年で県外最終処分ができると思うか。

生活環境部長

除去土壌の最終処分については、2045年3月までに、国が全責任を持って県外最終処分することが法律に明記されており、国がそれをしっかり実現するよう、県として引き続き訴えていく。

高野光二委員

今までそれ以外の答弁は全くない。東京都などで除去土壌を再生利用する動きがあったが、地元の反対により実現しなかった。国に対応を求めるだけでなく、本県での再生利用に係る実証の実績を示すなど、県が何らかの関わりを持たなければ進まないと思う。除去土壌があのまま置かれてしまえば、迷惑を被るのは本県であり、工夫して解決策を探ることで県外最終処分が実現すると思うが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

県外最終処分の実現に向けて、あらゆる機会を捉え国に対応を求めているが、今後の具体的な方針や工程がいまだ示されていないのが現状である。一方、国においては、今年度が中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の目標年度であることから、県外最終処分に向けて具体的に動き出すべく、再生利用基準や埋立処分基準、技術ガイドラインなどの策定を進めるとともに、環境省だけでなく政府一丸となって取組を進めることとしており、県としても引き続き取組を着実に進めるよう国に求めていく。

高野光二委員

誰も触れたくない問題ではあるが、触れなくては本当の意味での本県の復興はないと思う。本県としても、国の様々な取組に全面的に協力するだけでなく、実績を示しながら目に見える形で努力するよう要望する。

次に、ツキノワグマ被害防止対策について、保護と捕獲のどちらを優先するかとの問題があるが、人的被害があることから、頭数を制限する立場に立ち、熊の生息区域と住民の生活区域を分けなければならない。人間の食べ物を求めて町に出没する熊もいることから、住民の安全を守るには捕獲を優先すべきと思うが、どうか。

自然保護課長

ツキノワグマに関しては、専門家の検討会等により生息状況などを分析しているが、人里近くに住みつく熊が増え、人的被害も増えているのではないかとされている。過去に捕獲し過ぎて個体数が減少したことから、国としては、捕獲だけではなく、熊の通り道の刈り払いや柵の設置など、生息環境の管理や被害防除といった総合的な対策を進めようと考えている。県としても、有害個体については市町村等を支援しながら捕獲しており、人里近くで人に危害を及ぼすおそれがある熊については、かなりの頭数を捕獲している。あわせて、やぶの刈り払いや放任果樹の伐採などにも取り組んでおり、引き続き、有害個体の捕獲と被害防除対策を組み合わせ

ながら、人と熊が共存できる形を探っていきたい。

高野光二委員

住民が安心して生活するためには、捕獲頭数をより増やす必要があると思う。熊のほかにカワウなどの小動物による被害も多いが、保護鳥獣はむやみに捕獲できない状況である。捕獲と保護のはざま、無制限に個体数が増え過ぎているのが現状だと思うので、小動物の被害対策も講じるよう要望する。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 3分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

午前に説明があった高齢者の詐欺被害対策について、ニュースなどで客観的に見ると、なぜこうした詐欺に引っかかるのかと思うが、実際に被害があり1件当たりの被害額も大きいので、自分事として捉えてもらう必要があると思う。デジタルサイネージなどによる広報は多くの人の目に触れる一方、パンフレットなどにより改めて個別に周知する仕組みも必要と思うが、自分事として捉えてもらうための取組を聞く。

消費生活課長

9月補正予算により広報を強化するほか、今年はお前講座をかなり重視している。人数は様々であるが、公民館や社会福祉協議会から要請を受け、具体的な手口やその対策について、DVDなどを用いて対面で説明している。自分は大丈夫と思っている高齢者が多いことから、お前講座により、身近で詐欺被害が発生していること

を引き続き周知していきたい。

大橋沙織委員

詐欺の手口は非常に巧妙で、相手の気持ちに付け込むのがかなり上手であるが、(独)国民生活センターのホームページによると、金、健康、孤独という高齢者の3つの大きな不安が詐欺被害の背景にあるようであり、社会全体の構図によりこのような不安が生まれると思う。金銭面の不安に対しては社会福祉協議会の相談窓口を案内するなど、不安解消へのアプローチが詐欺被害防止に必要と思うが、県の考えを聞く。

消費生活課長

県では、見守りネットワーク(福島県消費者安全確保地域協議会)を設置し、保健福祉部、県警、社会福祉協議会、ヤマト運輸に参加してもらい、地域全体で高齢者を見守ることとしている。委員指摘のとおり、高齢者は金、健康、孤独について非常に心配していることから、例えば、ヤマト運輸の配達員が、配達先でいつもと違う状況に気づいたら社会福祉協議会につなぐといった対策をしており、引き続き実施していきたい。

大橋沙織委員

私も引き続き注視していくので、よろしく願う。

次に、パートナーシップ制度が9月から開始したことにより、当事者や支援者から喜びの声を聞くが、現時点での申請件数を聞く。

男女共生課長

9月2日に届出の受付を開始し、本日までにパートナーシップ届出書受理証明書を3件交付した。

大橋沙織委員

伊達市でも今年からパートナーシップ制度が始まったが、なかなか申請がないと聞いている。県全体で3件ではあるものの、受理証明書の交付実績によりこれから一歩ずつ進んでいくと思う。さらに広がってほしいと思うが、まだ差別的な地域の目があり申請しにくいとの話を聞く。差別解消や理解促進の取組も改めて必要と思うが、その辺りの広報について聞く。

男女共生課長

パートナーシップ制度が開始したが、これまでも男女共同参画プランの中で、性

的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され、受容される社会の実現を目指し、講演会や学校と連携した出前授業の実施、男女共生センターにおける相談事業など、多様な性に関する理解増進に取り組んでおり、引き続き実施していきたい。

大橋沙織委員

比較的若い世代は多様な性を受け入れやすい一方、年配者は今まで生きてきた時代背景があり、すぐに受け入れにくいと思うが、社会全体は変わってきている。県の取組に対し、福島大学の前川准教授など多様な性に関する専門家の協力を得ているものの、若い世代や関心がある人以外も対象とした広い取組が必要と思うが、どうか。

男女共生課長

多様な性に関する理解増進については、国がLGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）を制定して取組を進めていることを踏まえ、県としても幅広い年代を対象とした取組を検討していきたい。

大橋沙織委員

県内で大規模な再生可能エネルギー設備設置のための森林開発が問題になってきた。法律で住民説明が義務化されたとのことだが、説明だけでは不十分であると思う。県内各地で反対運動が発生し、地権者が反対しても歯止めが利かず開発が進んでしまう現状があることから、カーボンニュートラル条例の取組に環境保全の観点が必要と思うが、どうか。

環境共生課長

今回提案した条例には、再生可能エネルギー設備の導入に関する環境保全の観点を大きく取り上げていないが、当該設備の設置に当たっては自然環境保全への配慮に努めることと規定している。また、国では再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）を見直し、事前説明を徹底したところである。そのほか、当課所管で、法律や条例に基づく環境影響評価を実施しており、委員指摘のとおり、地域住民への理解が不十分なまま開始した事業は後々反対の声が高まる傾向にあるため、事業者に対する県の意見として地域住民へ十分に説明し、理解を得ながら進める必要があると伝えている。なお、県の意見を取りまとめる際は、地元市町村の意見も反映させている。

大橋沙織委員

事業者と地域住民とのコミュニケーションや説明の不足があるかと思うが、反対の声が高まったときに、実際に止められずに進んでしまった事業が県内だけでも複数ある。大前提として、国がきちんと法律で規制し、環境を守りながら再生可能エネルギーを進めていくことが必要と思うが、県内の状況を見ると、国だけに任せられないと思う。県としても、環境保全をどこまで事業者に求めるかについて、条例改正なども視野に入れつつ、引き続き注視していくよう要望する。

次に、2050年までのカーボンニュートラルの実現について、異常気象が常態化し、差し迫った課題であることから、2030年が一つの節目であると思う。パリ協定では、産業革命前からの気温上昇幅を1.5℃に抑えることを目標としているが、2023年には1.45℃まで上昇したとの報告を読み、2050年まで待ってられない状況であると改めて感じた。1.5℃を超えてしまうと、氷河融解など様々な問題がドミノ倒しのよう発生し、人の手ではどうにもできない状況になるとの指摘もある。本当に差し迫った課題だからこそ、条例を制定し、県民一体となり、事業者にも責務を求めながら進めていくものであり、その情報発信に当たっては緊迫感を強調する必要があると思うが、どうか。

環境共生課長

今回の条例を契機として、全ての県民や事業者の危機意識をさらに高めるPRが必要であると考えている。これまでも実施してきたが、今後も段階に応じて必要となるPR方法や内容が違うことも踏まえながら、機運醸成に向けて取り組んでいく。

大橋沙織委員

多くの人が猛暑や大雨被害の発生を認識していると思うが、どうしても他人事であると思う。気候危機は世界規模の問題であり、私自身も含めさらに意識を高める必要があると思うので、むやみに危機感をあおればよいわけではないが、本当に今やるべきであると強調して周知活動に取り組むよう要望する。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 1時18分 休憩)

(午後 1時18分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、議員提出議案第50号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

継続の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第50号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第51号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

継続の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第51号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第52号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第52号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、請願30号については、さきに審査した議員提出議案第50号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願31号については、さきに審査した議員提出議案第51号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

9月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は企画調整部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時23分 散会)